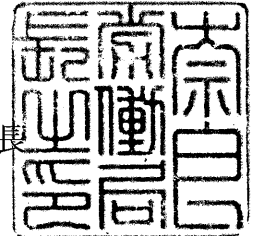


奈勞発基0830第1号  
平成28年8月30日

関係団体の長 殿

厚生労働省奈良労働局長



平成28年度全国労働衛生週間及び職場の健康診断実施強化月間の  
実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年9月は、全国労働衛生週間（10月1日から同7日）の準備月間となっております。労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生活動の定着を図ることを目的としたものです。

奈良県内の労働者の健康をめぐる情勢を見ますと、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合（有所見率）は、平成27年は55.3%となり、全国平均を上回っています。

厚生労働省では、労働安全衛生法を改正し、昨年12月1日からメンタルヘルス対策の一環として「ストレスチェック制度」を施行し、本年6月1日からは化学物質による労働災害を未然に防止することを目的とした「化学物質のリスクアセスメント」を施行しました。また、昨年6月1日からは「職場の受動喫煙防止」（努力義務）を施行しているところです。

そして、全国労働衛生週間の準備期間にあわせ、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康診断の実施及び健康診断実施後の措置（健康診断結果についての医師からの意見聴取、有所見労働者に対する医師または保健師による保健指導など）の実施について集中的・重点的な指導を行っているところです。

そこで、貴団体におかれましても、全国労働衛生週間を契機として職場の衛生環境の重要性の認識をさらに深められ、各職場でも改正労働安全衛生法の内容を踏まえた環境整備を図っていただくとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断と健康

診断実施後の事後措置が適切に実施されますよう、別添を御活用の上、会員事業場に対する周知への御協力をよろしくお願い申し上げます。

〔 問合せ先 〕

奈良労働局 健康安全課

電話 (0742) 32-0205